

横浜市営地下鉄駅構内ワゴン店舗設置事業者募集要項（戸塚駅・あざみ野駅）

I 募集の概要

1 募集の趣旨

本事業は、横浜市営地下鉄駅構内において、賑わい形成及びお客様の利便性向上を図るため、菓子類を中心とした食品、雑貨類などを一定の期間に入れ替えて、ワゴンタイプの簡易店舗で販売を行うものです。

2 対象場所

- (1) 戸塚駅：横浜市戸塚区戸塚町12-1
営業区画：地下1階コンコース NewDays前
- (2) あざみ野駅：横浜市青葉区あざみ野2-2-20
営業区画：地下1階改札正面（改札内）

II 募集及び使用上の条件

1 募集の条件

(1) 計画条件

対象場所I-2の各駅において、原則、令和8年4月1日より1年間営業することとします。ただし、更新手続きにより令和11年3月31日までの最長3年間営業することができます。

(2) 応募資格

ア ワゴン店舗を使用し、以下営業種目の販売運営が可能な企画会社。

①菓子類（洋・和菓子ジャンル問わず）、②食品（①以外）、③雑貨類等

※上記3種目のうち、①については販売運営可能であることを必須とします。②、③については運営の是非は任意とし、両方または片方が運営できない場合においても応募可能です。

イ 短期間周期（2週間以内）でテナントの入れ替えを行なうことができること。

ウ 営業種目のうち①菓子類取扱業者（直近2年間で20社以上）と取引実績があること。②食品（①以外）や、③雑貨類等を扱う場合は、各営業種目の業者（取引社数は問わない）と取引実績があること。

エ 鉄道駅構内等での営業経験が通算5年以上あること。

オ レジスター等を使い、日ごとの売上を管理するなど、売上金を明確な手法で管理できること。

カ 以下に掲げる暴力団等のいずれかでないこと。

（ア）横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）の

- ・第2条第2号に規定する暴力団
- ・第2条第4号に規定する暴力団員等
- ・第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等
- ・第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

（イ）神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者

キ 以下に掲げる者のいずれかでないこと

（ア）成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

（イ）経営不振の状況（破産手続、更生手続、再生手続その他類似の手続の開始決定がされ、特別清算手続その他の清算手続が開始され、又は手形取引停止処分がなされている状況をいう。）にある者

（ウ）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主催者その他の構成員又は当該構成員を含む団体

(3) 設置費用の負担

営業に必要なワゴンやショーケース、レジスター等の什器はすべて事業者でご準備いただきます。

当局では什器の用意は一切いたしません。

2 使用上の条件

- (1) 営業日は原則通年としますが、1か月あたり12日以内で休業日の設定も可能とします。ただし、1か月あたりの休業日が12日を超える場合は、横浜市高速鉄道駅構内における臨時店舗等の設置に関する要綱に基づき、1日あたり倉庫使用料として10,000円（税抜き）を請求します。
また、営業時間は10時00分から22時00分までの時間内で設定するものとします。
- (2) 商品やワゴンの搬出入について、(1)の時間帯のうち朝夕のラッシュ時間帯は行わないでください。
駅エレベーターについては、お客様の利用が最優先となります。使用する場合はその都度、使用する台車の寸法、エレベーター防護方法及び搬出入体制について、当局の施設管理部門の承諾が必要となり、事前に書類の届出を行うことになります。
- (3) 搬入車については、近隣の駐車場等を利用し、路上駐車等を絶対に行わないようにしてください。
- (4) 什器類等や電源コードの設置にあたり、お客様の通行支障にならないよう常に注意してください。
- (5) 営業区画で発生したゴミは必ずお持ち帰りください。
- (6) 食品（許可を要するもの）の販売は、事業者の責任において保健所への申請手続きを行うなど、衛生管理を徹底してください。ただし、営業区画における調理行為は不可とします。
- (7) 構内設備電源の使用は、事前に所定の様式にて申請手続きを行ってください。
- (8) 防災のため、危険物や火気類の持込みは行わないでください。また、火災等発生時に迅速な対応ができるよう、消火スプレーを常備するとともに、緊急連絡体制の構築など事前措置を講じ、それを当局に提出してください。
- (9) 対象場所における営業種目の決定は、提案いただいた内容をもとに事前に当局と協議いただきます。
当局が想定する出店イメージとしては、原則として①菓子類を中心に出店を行い、②食品（①以外）、③雑貨類等は実施可能な場合は、季節や対象場所の近隣地域イベントなどに応じて出店いただくことや、販売品目によっては定期的な周期で出店いただくこと、また①菓子類とセットで販売していただくことなどを予定しております。
- (10) 営業区画における調理行為や試食販売行為は不可とします。調理済みの食品は販売可能です。
- (11) 営業区画において、使用できるワゴンやショーケース、のぼり等については、高さ等の制限を設ける場合があります。設置する際は、事前に相談してください。
- (12) 営業区画における売上金は事業者の責任において管理するものとし、売上金の精算レシート等使用料算出の基となる資料を、当局の求めに応じて随時提出できるようにしてください。
- (13) 当局へ納付する使用料については月末締め、翌月末払いとします。
- (14) 商品購入のお客様へは問い合わせ連絡先を記載したレシートを必ず渡すものとし、問い合わせ及び苦情についてはすべて事業者の責任において対応してください。
- (15) 公序良俗に反しないでください。
- (16) 以上に記載の条件の他、当局が決定事業者へ交付する行政財産目的外使用許可書【参考資料（3）】記載事項も適用されるものとします。

Ⅲ 提案内容及び応募書類

1 提案内容

次の項目について提案してください。

(1) 営業区画

希望営業区画の「提案書（様式1）」を記載してください。

（※戸塚駅及びあざみ野駅の両方をご希望の方は1区画につき1つ提案書を作成ください。）

なお、提案書の「提案概要(10)その他提案」については、様式内に記載せず、事業者で作成（様式自由）された資料を提出しても構いません。

(2) 目的外使用料（税抜）

歩合営業料とします。売上目標額（税抜）に対する歩率（％）を提案し、1日あたりの売上目標額（年間平均）を含めた売上試算を記載してください。

なお、歩率は10%以上を条件とします。ただし、電気使用料及び倉庫使用料は目的外使用料に含まれるものとします。

(3) 取引先テナント

ア ①菓子類を取り扱うテナントで、取引のある業者数（直近2年間で20社以上）を記載ください。

イ ②食品（①以外）、③雑貨類等を提案する場合は、それぞれの営業種目において取引のある業者数を記載してください。

※ア・イについては下記の2. 応募種類の(3) 取引先テナント一覧表に記載の業者数と一致させてください。

(4) テナント入替周期

テナントを入れ替える周期を記載してください。複数のパターンを予定している場合は全て記載してください。

(5) 営業日・営業時間

休業日の有無を記載してください。原則通年で営業していただきますが、休業日を設定する場合は、現時点で予定している休業日数を記載してください（内訳も記載すること）。

また、営業時間は10時00分から22時00分までの時間内で記載してください。

(6) 主な取引先テナント及び取扱商品

ア 取引先テナントごとに営業種目を①菓子類、②食品（①以外）、③雑貨類等から1つ以上該当する区分にチェックを入れてください。

イ 取引先テナント及び取扱商品の具体例を、取引業者一覧表（応募書類(3)）の中から選び記載してください。ただし、抜粋した店舗についてはいずれも対象場所へ出店が可能である店舗に限ります。

①菓子類を提案する場合は5社を記載してください。②食品（①以外）、③雑貨類等をそれぞれ提案する場合は、最低1社以上記載してください。

ウ ②食品（①以外）、③雑貨類等について提案がある場合は、単独での出店のほか、他の営業種目との組み合わせによる出店も可能とします。

(7) 売上金管理方法

テナントの売上金をどのように管理（納金・報告）しているか記載してください。

(8) 売り場管理方法

テナントへの衛生管理や安全管理の指導方法並びに販売促進の働きかけなど、売り場をどのように管理（指導）しているか記載してください。

また、夏場の衛生管理について、特に対策を講じている場合は記載してください。

(9) 当局駅構内エレベーター使用の有無を記載してください。

(10) (1)～(9)以外に提案やPR等がありましたら、その内容を記載してください（5項目まで）。

例：対象場所周辺の地域振興につながる提案（地元中小事業者の活用）、キャッシュレス等によるスムーズな会計、来場者特典、SNSで話題になった商品や季節商品の積極的な取り扱い、SNSの活用による周知、テナントへの販売促進の働きかけ等など。

2 応募書類

次の応募書類を郵送または直接持参にて提出してください。なお、郵送する際は事前にその旨ご連絡ください。

また、(1)から(9)についてはEメール（kt-ekinaka@city.yokohama.lg.jp）での提出も必要です。

なお、応募書類の返却はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

	応募書類	様式	部数
(1)	提案書	(様式1) 一部(様式自由)あり	1部
(2)	鉄道駅構内等での営業経歴書	(様式自由)	1部
(3)	取引業者一覧表 ※テナント名、主な取扱商品及び対象場所 と同等の売り場での売上実績は、必ず記載 してください。	(様式自由)	1部
(4)	主な取引先テナント及び取扱商品 (様式一部につき営業種目1項目を記載 すること)	(様式2)	1部×提案営業 種目数
(5)	決算報告書(直近3か年分)		1部
(6)	法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)		1部
(7)	印鑑証明書		1部
(8)	会社概要	(様式自由)	1部
(9)	横浜市暴力団排除条例に基づく誓約書	(様式3)	1部

IV 事業者の決定及び契約方法

1 選定方法

選定委員会を設置し提案者からの提案書をもとに、収益性、テナント、運営管理の観点から総合的に審査した上で、事業者を決定します。

なお、当局において提案者からのプレゼンテーション審査が必要であると判断した場合は、審査・選定期間内に実施します。

2 選定結果の通知

選定結果については、全ての提案者に郵送により書面で結果を通知します。結果通知書は令和8年1月中旬ごろに発送予定です。

3 契約方法

- (1) 事業者はワゴン店舗営業にあたって、当局に行政財産目的外使用許可申請を行います。その後、当局で行政財産目的外使用許可を行います。
- (2) 使用許可は1年おきに行い、事業者が希望する場合は、更新手続きにより最長で合計3年間の営業をすることができます。事業者は許可期間満了の3か月前までに行政財産目的外使用許可申請を行ってください。当局が認めた場合は行政財産目的外使用許可更新を行います。

V 使用許可条件

1 事業者が負担する費用

事業者が負担する主な費用は、次のとおりです。

- (1) 当局へ納めていただく目的外使用料(税抜)
(※納付金額については、目的外使用料(税抜)に消費税を加算したものとします。)
- (2) 設置運営費
運営スタッフにかかる経費や、営業に必要な什器類(ワゴンやショーケース、レジスター等)の用意、

搬出入にかかる経費

2 鉄道事業等の優先

- (1) 鉄道事業を優先とし、当局が行う安全輸送の確保、駅施設の維持管理等の点検及び駅改良工事、並びにこれに伴う停電作業に協力すること。
- (2) 電力不足に伴う節電対策等に協力すること。

3 許可の取消

次の場合は、事業者への行政財産目的外使用許可を取り消すことがあります。

- (1) 対象場所が当局鉄道事業等の都合により必要となったとき
- (2) 対象場所が公用または公共の用に供するために必要となったとき
- (3) 事業者が本要項に記載の使用上の条件等に違反したとき

4 許可期間途中での営業中止

事業者の都合により、許可期間の途中で営業を中止するときは、中止開始日の3か月前までに当局に対して、事前にその旨を意思表示し、申請手続きを行わなければなりません。

VI 事業スケジュール及び応募手続等

1 スケジュール（8/27地点）

募集要項配布開始 : 令和7年11月21日（金）
質疑期間 : 令和7年11月25日（火）から12月1日（月）
応募締切 : 令和7年12月22日（月）
審査・選定 : 応募締切後から令和8年1月中旬まで
選定結果通知 : 令和8年1月中旬
営業開始日 : 令和8年4月1日（水）
最長営業終了日 : 令和11年3月31日（土）

2 質疑

質疑がある場合は、Eメールでお問い合わせください。お問い合わせいただいた質疑は、回答をとりまとめ次第、順次返信いたします。

3 応募書類提出期間

令和7年12月15日（月）から令和7年12月22日（月）まで
平日9時00分から12時00分、13時00分から17時00分まで
提出方法：直接持参または郵送（必着）

※郵送の場合は事前にその旨ご連絡ください。

4 問合せ及び応募書類提出先

担当部署：横浜市交通局 経営管理部 資産活用課
所在地：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市役所19階 南側
連絡先：電話 045-671-3168
FAX 045-322-3911
Eメール：kt-ekinaka@city.yokohama.lg.jp

VII 添付書類

1 参考資料

- (1) 戸塚駅構内図
- (2) あざみ野駅構内図
- (3) 行政財産目的外使用許可書（見本）

2 応募書類

- (1) 提案書（様式1）
- (2) 主な取引先テナント及び取扱商品（様式2）
- (3) 横浜市暴力団排除条例に基づく誓約書（様式3）